

令和4年第6回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和4年6月27日(月)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 11時00分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名(18名)

1番 高橋 聡

2番 秋葉 俊一

3番 齋藤 智幸

4番 佐藤 優人

5番 五十嵐 晃

6番 斎藤 克行

7番 小野 隆

8番 長南 統

9番 日下部 崇喜

10番 小林 ひろみ

11番 遠田 雅弘

12番 川井 利光

13番 和島 孝輝

14番 高橋 義夫

15番 佐藤 恒子

16番 日向 弘明

17番 佐藤 繁

18番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(0名)

5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 (会長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜

次長兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

7 会議に付した議案

報告第11号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について	(17件)
報告第12号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について	(2件)

議案第 21 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(6 件)
議案第 22 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(1 件)
議案第 23 号	令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 及び令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について	(1 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 4 年第 6 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。本日は、全員出席となっております。 次に、本日配布の資料について報告いたします。 「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度の概要」、 「令和 4 年度庄内町観光協会通常総会資料 (当日参加者以外)」、「農協広報 (6 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、令和 4 年第 5 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 4 年第 5 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和 4 年第 6 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 4 年第 6 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 18 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。15 番 佐藤 恒子 委員、16 番 日向 弘明 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告 報告第 11 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 11 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第 11 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。

	<p>これより、報告に対する質疑を行います。</p> <p>無いようですので、報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を終わります。</p>
◎報告	報告第 12 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 12 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 12 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第 12 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 12 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第 21 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 議事参与の制限に該当する委員がおりますので、4 番 佐藤 優人 委員は退席願います。 暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、佐藤 優人 委員 退席)
議長	再開いたします。 初めに、9 ページ 番号 5 番について審議します。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 21 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、長南主任より説明申し上げます。
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 21 号の資料に基づき、番号 5 番の内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、12 番 川井 利光 委員より、現地調査報告をお願いします。
12 番 川井	12 番 川井です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 6 月 23 日に、11 番 遠田 雅弘 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。 5 番の案件ですが、農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と、現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。

	<p>ないようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 5 番について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、佐藤 優人 委員 着席)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。次に、番号 1 番から 4 番、6 番について審議します。</p> <p>長南主任。</p>
長南主任	(議案第 21 号の資料に基づき、番号 1 番から 4 番、6 番の内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、12 番 川井 利光 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
12 番 川井	<p>12 番 川井です。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>5 番の案件と同様、6 月 23 日に、現地調査を実施しました。</p> <p>これから作付けする農地もありましたが、いずれの案件も、農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と、現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>1 番 高橋 聡 委員。</p>
1 番 高橋	<p>1 番 高橋です。</p> <p>番号 1 番、●●の案件についてです。●●さんという方が●●さんの土地付き建物を買ったということで、農地部会でも 0.1a 以上の土地に関しての話もあり、それに準ずるものと思いますが、実際のところはどうなのでしょう。農地として利用できる土地なのか、そのあたりの現況をお伺いします。</p>
議長	1 番の現況がどのようになっているか、農地として利用可能な物件だったのかという質問ですので、現地確認者の長南主任をお願いします。
長南主任	<p>ここの農地はまず、地目が田なのですが、田としての利用は出来ない場所だと先月この場で報告させていただきました。譲受人の●●さんは、畑として使用し、ニンニクとジャガイモを植え付けしていく計画ですが、実際そこを頑張って耕してもらわなければいけないような状況で、農地には栗の木が結構あるようでした。●●さんは、そこを望んでといいますか、自分で農業がしたくて移住されてきた方ですのでこれから頑張ってもらいたいと思います。</p>
議長	12 番 川井 利光 委員。

12番 川井	<p>12番 川井です。</p> <p>現地確認の報告をさせていただきます。</p> <p>私が見て来た状況としましては、先ほど長南主任が言っていたとおり、田んぼとしての復帰は出来ないと思います。しかしながら、移転先の所有者になる方であろうかと思いますが、伐採したような木の残骸等が置かれていましたし、土地の方も畑として使用出来るように整備を進めていると感じました。以上です。</p>
議長	1番 高橋委員、どうですか。
1番 高橋	はい、わかりました。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から4番、6番について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第22号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第22号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第22号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(議案第22号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第22号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、原案のとおり決定いたします。</p>
◎議事	議案第23号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第23号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第23号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(議案第23号の資料に基づき、内容を説明)

議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>17番 佐藤 繁 委員。</p>
17番 佐藤	<p>17番 佐藤です。</p> <p>具体的に最適化活動の活動目標がひと月10日以上となれば、○であれば10日以上、△であれば20日以上必要だということですよね。</p>
議長	佐藤次長。
佐藤次長	<p>半日活動した場合でも1日と数えていくので、△が付いた日も1日、○が付いた日も1日と数えていきます。例えば、1時間程度活動した日は、△にしてもらいますが、それは活動日1日と数えます。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>12番 川井 利光 委員。</p>
12番 川井	<p>12番 川井です。</p> <p>今と似たような質問になってしまいますが、ひと月10日以上の活動目標が達成されない場合はどうなるのか。また、どこの市町村でも活動日数の報告等を行わなければならないのかお伺いします。</p>
議長	佐藤次長。
佐藤次長	<p>ただ今の質問にお答えします。</p> <p>まず、目標を達成しなかった場合どうなるのかについてですが、目標が達成されなかった場合でも特にペナルティはありません。ただ、今まではぼんやりとした目標設定をしてしまっていたところを、具体的な日数で明確にして委員の皆様からは、その目標に向かって活動していただきたいという内容になっております。</p> <p>他の市町村でもこういうことをやっているのかについては、全国の農業委員会で行っていることです。活動の目標設定に関しても、各市町村の農業委員会の実情、地域柄がありますので、各農業委員会で活動日数を決めていいということになっています。先ほども言いましたように、ポイント制で評価されるということですので、それが10日以上でないといポイント数が高くなるということもあります。国の方からの指導としては、地域柄に合わせていくらでもいいと言いつながら、出来るだけ10日以上設定してくださいという話しで矛盾があるのですが、田んぼの見回りですとかを含め、皆さんから活動していただければと思いますので、庄内町としては10日以上で設定させていただきました。</p>
議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議長	再開いたします。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第23号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について、原案に賛成の方、挙手願います。</p>

	(挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
議長	これをもちまして、令和4年第6回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉会	(午前11時00分)

令和 年 月 日

上記は、令和4年第6回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第6回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

18番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

15番

16番

書記